

令和4年度 第1回

沖縄県公共事業評価監視委員会
(評価調書及び概要図)

<傍聴者・プレス用：説明資料抜粋>

令和4年9月12日（月）

令和4年度 第1回沖縄県公共事業評価監視委員会

日時：令和4年9月12日（月）13:30～15:30

場所：県庁11階第1・2会議室

次 第

1 開 会

2 委員長選出

3 諮 問

4 審 議

【再評価】

[道路事業]

(1)一般国道507号（八重瀬道路）道路改築事業 (土木建築部)

[河川事業]

(2)小波津川河川改修事業 (土木建築部)

(3)億首川河川改修事業 (")

[住宅事業]

(4)県営新川・真喜良・真喜良第二団地建替事業 (土木建築部)

5 閉 会

令和4年度 第1回沖縄県公共事業評価監視委員会 出席者名簿

当委員会職名	氏名	所属・職名	出欠
委員	伊部 綱清	琉球大学工学部 助教	○
委員	上地 武昭	沖縄大学 名誉教授	×
委員	及川 洋平	株式会社りゅうぎん総合研究所 研究員	○
委員	木村 匠	琉球大学農学部 准教授	○
委員	佐藤 充	琉球文化交流研究センター合同会社 代表社員	○
委員	朱 愷雯	沖縄大学経法商学部 准教授	×
委員	野崎 聖子	うむやす法律会計事務所 弁護士	○
委員	宮城 桂	沖縄工業高等専門学校 講師	○
委員	守田 昌哉	琉球大学熱帯生物圏研究センター 准教授	○
委員	屋宜 智恵美	琉球大学国際地域創造学部 准教授	○

(五十音順)

公共事業再評価調書（再々評価）

所管課：道路街路課

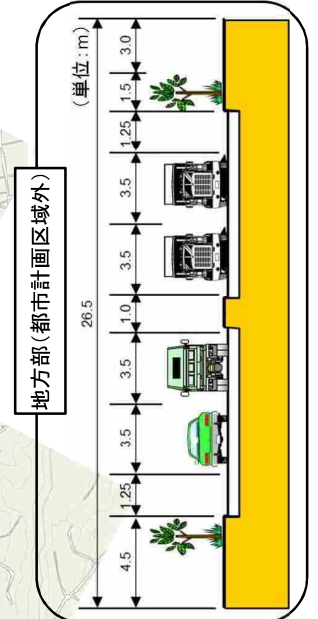
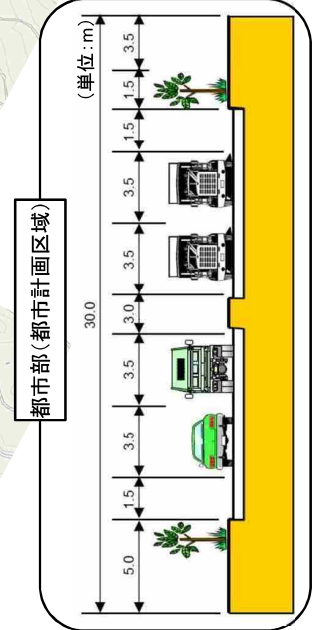
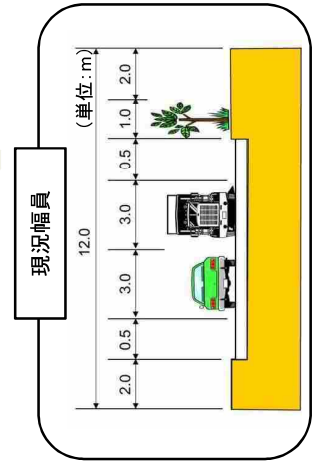
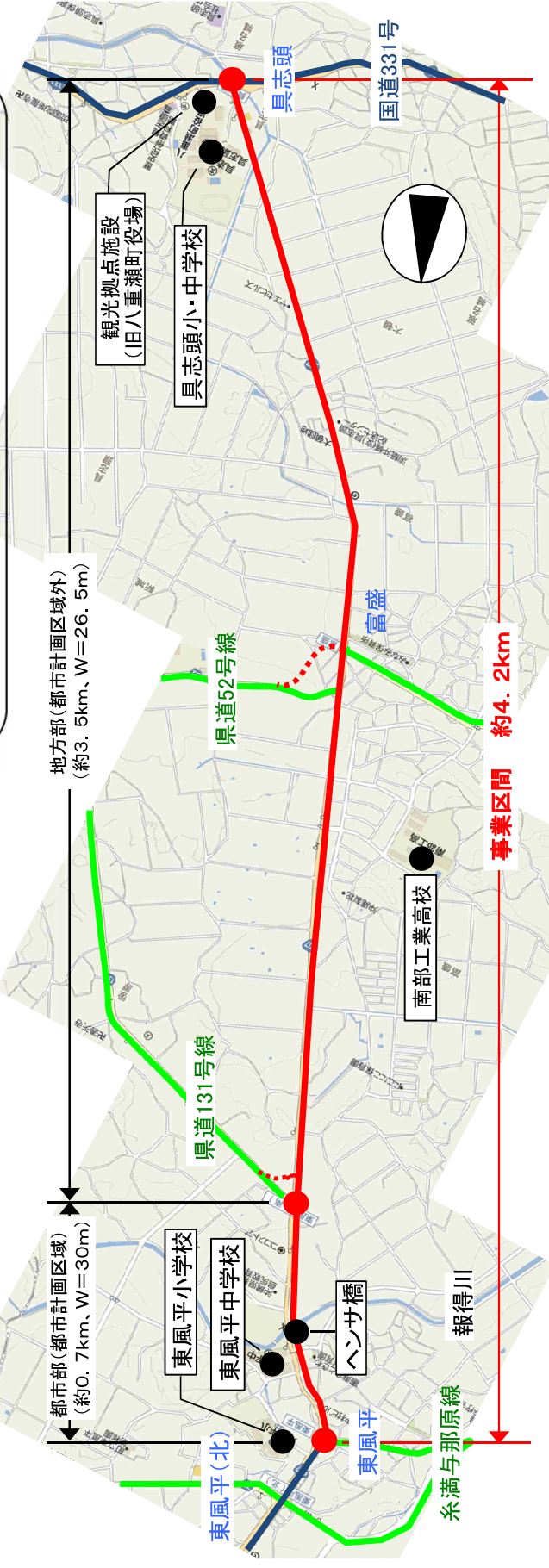
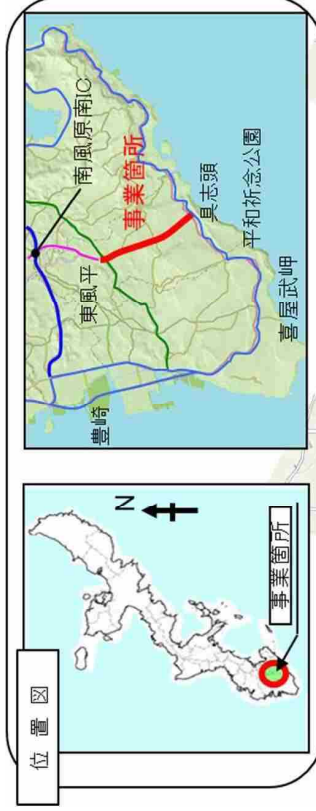
1 事業概要 (整備目的)	事業名：一般国道507号八重瀬道路道路改築事業		前再評価年度：平成29年度		
	事業種別：一般国道改築事業	事業主体：沖縄県		(H20 ~ R6)	
	事業箇所：八重瀬町東風平～具志頭	根拠法令：道路法		事業期間：H20 ~ R14	
	総事業費(百万円)：16,188	費用内訳：補助 9/10	事業量：L=4.19km W=30.0m、26.5m		
当該事業は八重瀬町東風平から具志頭間の延長約4.2kmについて、4車線拡幅整備を行う道路改築事業である。現道は、幅員狭小で朝夕に渋滞が発生し、通勤通学や産業経済活動に大きな支障をきたしている。当該事業区間を4車線拡幅整備することで、渋滞の緩和、地域の安全・安心の向上を図るとともに、国道507号津嘉山バイパス、国道331号と連係して、南部地域における南北の脆弱な幹線道路ネットワークを強化し、地場産業や観光産業等の活性化を支援するものである。					
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間の変更を行った。				
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間（5年）を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他（ ）				
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input checked="" type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他（ ） ・単価不満等のため、用地の取得に時間を要している。 ・近年ハード交付金の予算状況が逼迫しており、事業進捗に遅れが生じている。				
4 事業の進捗状況 (R4.3月時点)	項目	事業費(百万円)	整備済み(km)	用地取得(千㎡)	
計画	16,188	4.19	73.8		
実施済	8,493	0.20	47.4		
率	52%	5%	64%		
4-2 前再評価以降の主な進捗	令和2年度にヘンサ橋の橋梁工事を完成させ、今年度に東風平交差点周辺の供用を予定している。				
5 事業効果の評価指標 (検討年 50年) (基準年 R4) (単位：百万円)	① 走行時間短縮	57,586		① 事業費	14,943
	② 走行経費低減	3,950		② 維持管理費	550
	③ 交通事故減少	350			
	総便益	61,886		総費用	15,493
	基準年換算(B)	18,746		基準年換算(C)	16,856
	費用便益比 (B/C) = 18,746 / 16,856 = 1.1				
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済： ・「伊覇地区土地区画整理事業」や「屋宜原地区土地区画整理事業」、「富盛田園地区土地区画整理事業」等により本事業区間周辺の市街化が進み周辺人口が増加している状況である。 ・具志頭地域にプロスポーツの練習拠点にもなるスポーツ観光交流施設が令和4年8月にオープンした。 ② 地元・自治体： ・平成30年度に八重瀬町から内閣総理大臣、国土交通大臣、財務大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策大臣、内閣府沖縄総合事務局長、沖縄県知事あてに要請決議書が発出されている。 ・毎年、南部市町村行政懇談会にて本路線の早期整備が要望されている。 ③ 利害関係者： なし				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 本事業は、「2環状7放射道路」の一部として位置付けられる当該区間を整備することで、4車線道路である国道507号津嘉山バイパス等とあわせて、南部地域における幹線道路ネットワークを強化するものである。また、「重要物流道路(代替路・補完路)」や「第2次緊急輸送道路」に指定され、物流や緊急車両の輸送路として重要な路線であり、早期整備が必要である。その他にも当該区間周辺には東風平中学校や南部工業高校等の教育施設も多く立地することから、安全・安心で快適な歩道空間の確保が求められる。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減)： 事業効果の早期発現を図るため、施工計画及び用地取得計画を立て、効率的な事業執行に努める。 ③ 事業効果の発現状況： 整備済区間が未供用であり、十分な効果は発現していないが、事業効果の高いと思われる東風平交差点周辺について重点的に整備を行っており、今年度部分供用予定である。				
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等： 事業効果の発現等を考慮した優先区間を指定し、用地取得を重点的に行う。 ② 対住民関係： なし ③ 執行体制等： 現在の体制で取り組む。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				
10 その他 (前再評価での主な意見等)	・整備後は4車線になり車両速度が上がることで予想されるため、交差点などで交通事故が減少する計画を行っていただきたい。 ・多大な用地補償費がかかる箇所については、代替案を検討していただきコスト削減に努めてほしい。				

一般国道507号（八重瀬道路）事業計画

計画概要

事業箇所：八重瀬町東風平～具志頭
 道路規格：3種1級（設計速度60km/h）
 事業延長：約4.2km
 計画幅員：30.0、26.5m（4車線）

— 事業区間
 - - - 事業影響範囲

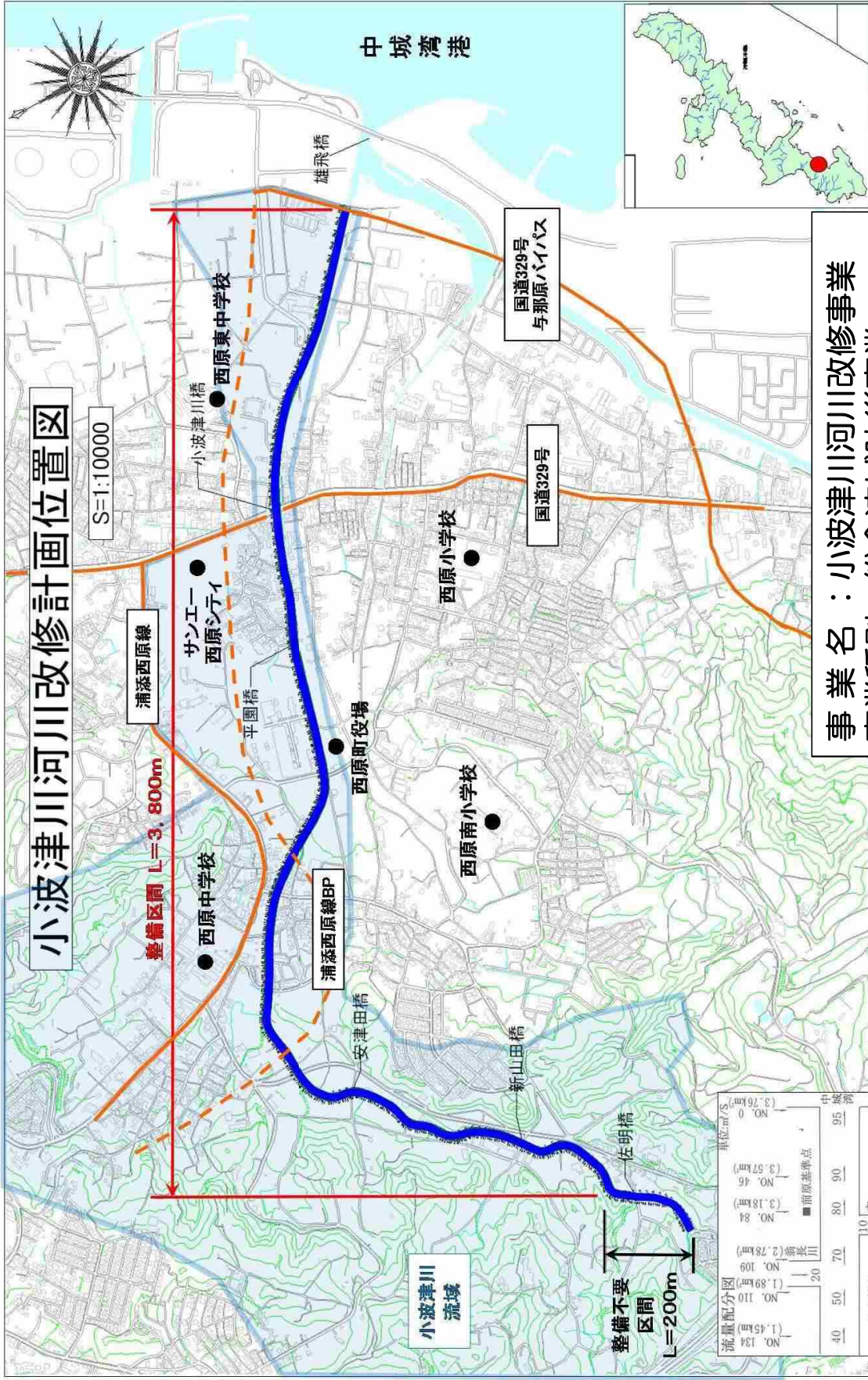


公共事業再評価調書（3回目再評価）

所管課： 河川課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：小波津川河川改修事業		前再評価年度：平成29年度		
	事業種別：総合流域防災事業	事業主体：沖縄県		事業期間：H15～R10	
	事業箇所：西原町	根拠法令：河川法			
	総事業費(百万円)：8,503	費用内訳：補助 9/10		事業量：3.8km	
1-2 前再評価以降の計画変更	特に無し。				
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他()				
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他() ・事業期間が令和10年度まで。				
4 事業の進捗状況 (R4.3月時点)	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千㎡)	
	計画	8,503	3.8	64.1	
	実施済	6,860	1.8	31.5	
4-2 前再評価以降の主な進捗	率				
		81%	47%	49%	
4-2 前再評価以降の主な進捗	平成30年10月までに河口から国道329号までの整備が完了した。国道329号から役場までの区間についても、令和4年3月時点で概ね整備が完了している。				
5 事業効果の評価指標 (検討年50年) (基準年R4) (単位:百万円)	① 一般資産	84,966		① 建設費	8,125
	② 農作物	211		② 維持費	2,509
	③ 公共土木施設等	63,045			
	④ 間接被害額	20,414			
	便益(B)	168,635			
	基準年換算(B)	81,127			
	⑤ 残存価値	169		総費用	10,634
	総便益	81,296		基準年換算(C)	14,089
	※総便益は、河口から亭良佐橋までの区間(L=2.36km)における想定氾濫区域から算出。 ※総費用は、全整備延長(L=3.8km)で算出。 費用便益比(B/C) = 81296 / 14089 = 5.8				
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済：令和2年に西原さわふじマルシェ(農水産物流通・加工・観光拠点施設)が供用開始した。親水性に配慮することで、より良い水辺空間の形成が期待できる。				
	② 地元・自治体：平成30年度～令和4年度にかけて、上流側の早期整備や下流側の雑草木除去等の維持管理について地元から要望があった。 また、令和3年7月に上流域のデイゴ並木を保存するよう地元から要望があったため、撤去する方向で設計していた河川線形の見直しを行っている。				
	③ 利害関係者：特に問題なし。				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 未整備区間については河川の流下能力が不足しており、依然として集中豪雨等による洪水被害が頻発していることから、早期整備の必要がある。				
	② 事業の効率性： 役場前までの用地取得が完了しており、河川の両岸に沿って西原町道事業とも連携し実施していることから、現計画を推進することが効率的である。				
	③ 事業効果の発現状況： 河口部から役場までの区間については、整備が概ね完了し、同区間の浸水被害が軽減された。				
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等：国道329号から役場前の区間について、令和5年度までに整備完了を目指す。引き続き役場から上流部については、現計画通り事業を進め令和10年度までに整備完了を目指す。				
	② 対住民関係：特に問題なし。				
	③ 執行体制等：現体制で執行可能である。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				
10 その他 (前再評価での主な意見等)	・完了した箇所については河底に溜まっている土砂を適切に管理していただきたい。事業完了後も適切な管理に努めてほしい。 ・前回再評価の意見である整備後の生物調査の実施・報告を引き続き行っていただきたい。 ・川沿いを歩く歩行者の安全を確保するように転落防止柵を設置していただきたい。				

* 1事業概要の上段()は前再評価時点の計画



小波津川河川改修計画位置図

S=1:10000

整備区間 L=3,800m

事業名：小波津川河川改修事業
 事業種別：総合流域防災事業
 事業期間：H15～R10
 総事業費：8,503百万円
 事業量：L=3,800m

小波津川
流域

整備不要
区間
L=200m

流量配分図

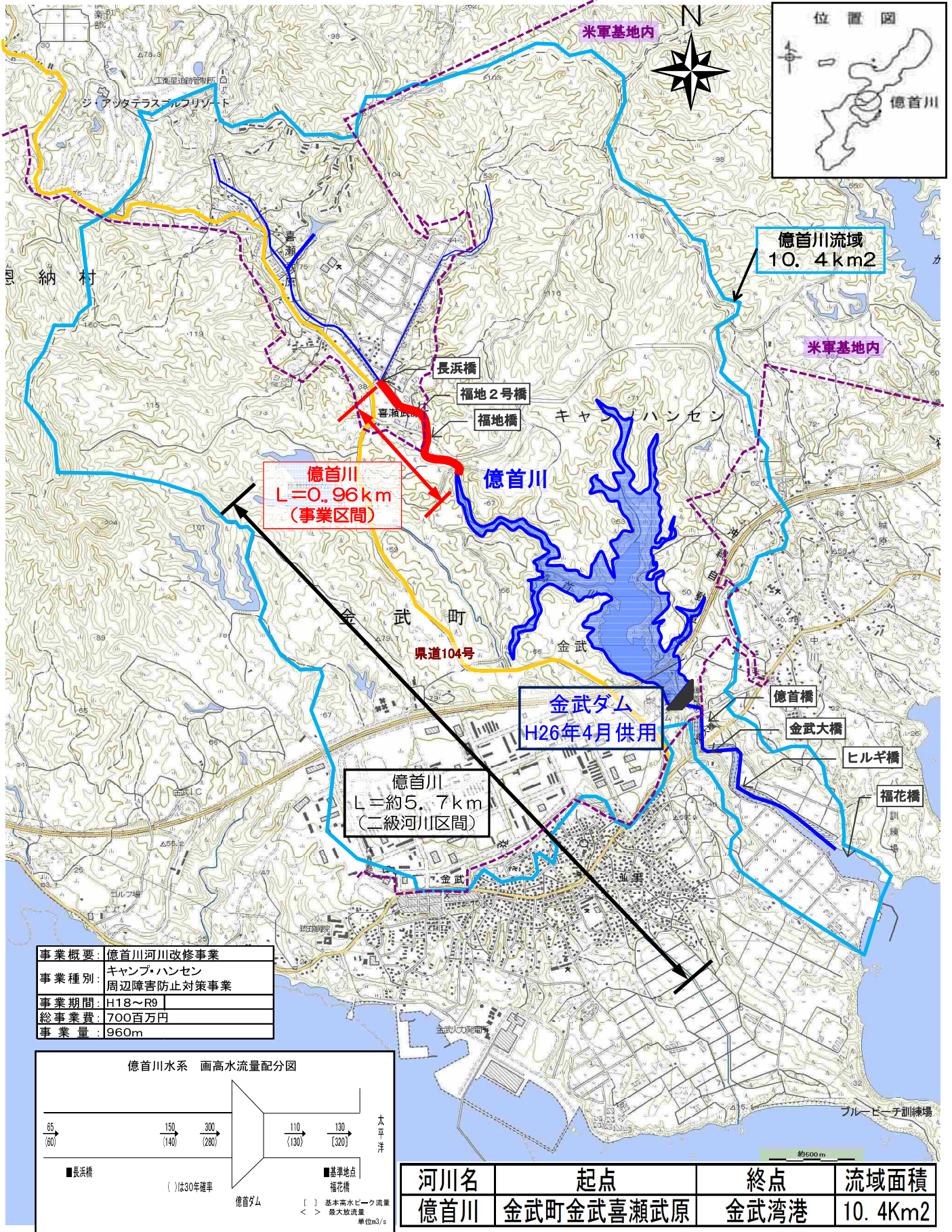
流量配分	単位: m ³ /s
NO. 134	(1.45 km)
NO. 110	(1.89 km)
NO. 109	(2.78 km)
NO. 84	(3.18 km)
NO. 46	(3.57 km)
NO. 0	(3.76 km)

中城湾

二級河川
●●指定延長
●●流域面積

： 4.0km
： 3.8km²

億首川 全体計画平面図



公共事業再評価調書（再々評価）

所管課：住宅課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：県営新川・真喜良・真喜良第二団地建替事業		前再評価年度：平成30年度	
	事業種別：公営住宅整備事業	事業主体：沖縄県		(H25～R7)
	事業箇所：石垣市	根拠法令：公営住宅法		事業期間：H25～R10
	総事業費(百万円)：(9,850) 12,312	費用内訳：補助 3/4・1/2		事業量：456戸(3団地)
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間の延長、事業費の変更			
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他()			
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他(事業期間の延長、事業費の増)			
4 事業の進捗状況 (R4.7 時点)	項目	事業費(百万円)	整備(戸)	
	計画	12,312	456	
	実施済	4,057	160	
	率	33%	35%	
4-2 前再評価以降の主な進捗	・県営新川団地：平成31年2月に着手した第2期建替工事が令和2年10月に完成した。引き続き、第3期建替工事に着手し現在、施工中である。 ・県営真喜良第二団地：第1期工事の実施設計に着手予定。			
5 事業効果の評価指標 (検討年70年) (基準年R4) (単位：百万円)	① 家賃 46,231 ② 駐車場利用料 765 ③ 用地残存価値 1,558 ④ 建物残存価値 1,665 総便益 50,219 基準年換算(B) 16,600	① 用地費 2,403 ② 建設費 11,994 ③ 修繕費 13,173 ④ その他事務費 256 総費用 27,826 基準年換算(C) 17,294	費用便益比 (B/C) = 16600 / 17294 = 0.96	
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済：物価高騰による工事入札の不調・不落が生じている。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により工事進捗遅れや職人不足が生じている。 ② 地元・自治体：沖縄県、石垣市で構成する新川地域居住機能再生協議会を開催した。(令和2年2月) ③ 利害関係者：建替工事に伴う既存県営住宅入居者の仮移転、再入居は円滑に進められており、事業の進捗に影響なし。			
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 県営真喜良団地・真喜良第二団地は建設後40年が経過しており、躯体、設備の老朽化が進んでいることや、バリアフリー化が行われていないことから、建替による居住水準、住環境の向上が必要である。また、県営真喜良団地周辺は津波災害危険区域内にあり、区域外への集約建替や建替後の住棟を避難場所として活用すること等により、既存入居者・周辺地域の災害時の安全性を確保することができる。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 整備地区内には複数の団地が近接しており、建替事業にかかる既存住棟の入居者の移転等が比較的容易であるため、効率的に建替事業を進めることができ、仮住居の確保や家賃助成等のコストが縮減される。 ③ 事業効果の発現状況： 第1期、第2期工事あわせて160戸の県営住宅を供給した。 既存住棟の建替により耐震化・バリアフリー化が図られ、居住水準、住環境が向上した。			
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等：令和4年度に県営新川団地建替工事(第3期)が完了する予定。 ・概ね事業計画どおり進捗しており、今後も計画に沿って取り組みを進めていく。 ② 対住民関係：引き続き近隣住民に配慮した工事施工を実施する。 ・移転の対象となる入居者に対する事前周知、支援等を行い、負担低減を図る。 ③ 執行体制等：住宅課、施設建築課及び八重山土木事務所建築班にて、事業を円滑に推進する。			
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			
10 その他 (前再評価での主な意見等)	・公営住宅はランドマーク的な要素も必要であるため、設計における工夫や長寿命化の対策を願う。			

* 1事業概要 の上段()は前再評価時点の計画

県営新川・真喜良・真喜良第二団地 建替事業

事業概要



配置図 (建替前)



完成予想図 (建替後)



1 県営新川団地

建替前 12棟 174戸
建替後 4棟 320戸

2 県営真喜良第二団地

建替前 9棟 168戸
建替後 2棟 136戸

3 県営真喜良団地

建替前 7棟 108戸

(◇) 新川団地・真喜良第二団地に集約)

合計

建替前 28棟 450戸
建替後 6棟 456戸

※ 市営新川団地についても一体的に整備 (石垣市事業)

建替前 3棟 48戸
建替後 1棟 80戸

傍 聴 要 領

平成24年2月3日
沖縄県公共事業評価監視委員会

1. 傍聴する場合の手続き

- 1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時刻までに、会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- 2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の30分前からです。
- 3) 受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- 4) 会議の傍聴定員は原則として10名です。

2. 会議の秩序の維持

- 1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- 2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。
- 3) 傍聴者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3. 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- 1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- 2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- 4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 5) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- 6) 会場において、携帯やPHSは、電源を切るかマナーモードにすること。
- 7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。